令和2年(健)第129号

令和3年4月30日

### 主文

本件再審査請求を棄却する。

# 事実

# 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「健保法」という。)による傷病手当金(以下、単に「傷病手当金」という。)について、後記第2の2(2)記載の原処分を取り消し、後記第2の2(2)記載の本件不支給期間について、傷病手当金の支給を求めるということである。

### 第2 事案の概要

## 1 事案の概要

本件は、双極性感情障害(以下「当該 傷病」という。)による療養のため労務不 能であったとして傷病手当金の支給を申 請した請求人に対し、全国健康保険協会 (以下「保険協会」という。)が、後記2 (2)記載の原処分をしたところ、請求人が、 原処分を不服として、標記の社会保険審 査官に対する審査請求を経て、当審査会 に対し、再審査請求をしたという事案で ある。

- 2 本件再審査請求に至る経緯
  - 本件記録によると、請求人が本件再審 査請求をするに至る経緯として、次の各 事実が認められる。
  - (1) 請求人は、令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの期間について、当該傷病による療養のため労務不能であったとして、保険協会から傷病手当金の支給を受けていたところ、令和〇年〇月〇日(受付)、保険協会に対し、当該傷病による療養のため労務不能であったとして、令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日までの62日間(以下「本件申請期間」という。)について、傷病手当金の支給を申請した。
  - (2) 保険協会は、本件申請期間のうち、

令和○年○月○日から同月○日までの 5日間(以下「不支給期間A | とい う。) 及び同月〇日から同月〇日までの 5日間(以下「不支給期間B」といい、 不支給期間Aと併せて「本件不支給期 間 という。)の計10日間(原処分の 通知上は「令和○年○月○日~令和○ 年○月○日(10日)」と記載されてい る。) について、「療養のための労務不 能とは認められないため。」という理由 により傷病手当金を支給しないとし、 その余の期間(52日間)について、 傷病手当金として〇〇万〇〇〇円を 支給する旨の処分(以下、このうち本 件不支給期間について傷病手当金を支 給しないとした部分を「原処分」とい う。)をした。

(3) 請求人は、原処分を不服として、標 記の社会保険審査官に対する審査請求 を経て、当審査会に対し、再審査請求 をした。

第3 当事者等の主張の要旨 (略)

### 理由

#### 第1 問題点

1 傷病手当金の支給については、健保法 第99条第1項に、被保険者が療養のた め労務に服することができないときは、 その労務に服することができなくなった 日から起算して3日を経過した日から労 務に服することができない期間、傷病手 当金を支給すると定められ、傷病手当金 の額は、次のように定められている。

すなわち、同条第2項には、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した12月間の各月の標準報酬月額(被保険者が現に属する保険者等により定められたものに限る。以下同じ。)を平均した額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50

銭未満の端数があるときは、これを切り 捨て、50銭以上1円未満の端数がある ときは、これを1円に切り上げるものと する。)とするとされ、ただし、同日の属 する月以前の直近の継続した期間におい て標準報酬月額が定められている月が 12月に満たない場合にあっては、次の ①及び②に掲げる額のうちいずれか少な い額の3分の2に相当する金額(その金 額に、50銭未満の端数があるときは、 これを切り捨て、50銭以上1円未満の 端数があるときは、これを1円に切り上 げるものとする。)とするとされている。 そして、① 傷病手当金の支給を始める 日の属する月以前の直近の継続した各月 の標準報酬月額を平均した額の30分の 1に相当する額(その額に、5円未満の 端数があるときは、これを切り捨て、5 円以上10円未満の端数があるときは、 これを10円に切り上げるものとする。)、 ② 傷病手当金の支給を始める日の属す る年度の前年度の9月30日における全 被保険者の同月の標準報酬月額を平均し た額を標準報酬月額の基礎となる報酬月 額とみなしたときの標準報酬月額の30 分の1に相当する額(その額に、5円未 満の端数があるときは、これを切り捨て、 5円以上10円未満の端数があるときは、 これを10円に切り上げるものとする。) とされている。以下、この1日につき支 給する傷病手当金の金額を「傷病手当金 日額」という。

そして、健保法第108条第1項には、 傷病手当金の支給を受けるべき者が、報 酬の全部又は一部を受けることができる ときは、傷病手当金は支給せず、ただし、 その受けることができる報酬の額が、傷 病手当金日額により算定される額より少 ないときは、その差額を支給する(以下、 この差額による支給を「差額支給」とい う。)と規定されている。

2 本件の場合、傷病手当金日額が○○○ ○円であることは当事者間に争いはない ものと認められるところ、保険協会が 行った原処分に対して、請求人はこれを 不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が上記の法令の規定に照らして適法かつ妥当であると認められるかどうかということである。

## 第2 事実の認定及び判断

- 1 本件記録によれば、次の事実を認定することができる。なお、次の(1)及び(2)に 掲げる資料はいずれも写しである。
  - (1) 本件申請期間に係る健康保険傷病手 当金支給申請書(以下「本件申請書| という。) 中の a 社代表取締役 A が令和 ○年○月○日付けで証明した「事業主 が証明するところ|欄があり、同欄に は、同年○月における請求人に係る勤 務状況及び支給した賃金内訳が次の内 容である旨が記載されている。すなわ ち、同月中の勤務状況として、出勤は 同月〇日から同月〇日まで及び同月〇 日から同月○日までの計10日間、欠 勤は同月○日から同月○日まで及び同 月○日から同月○日までの計9日間 で、その余の期間は公休日で、有給休 暇の使用は0日間とされ、支給した賃 金内訳として、支給された同月分の賃 金は、基本給が〇万〇〇〇〇円、通勤 手当が〇〇〇〇円の合計〇万〇〇〇〇 円で、賃金計算方法として「基本〇. ○○○×時間(h) 通勤○, ○○○÷ 20×10」と記載されている。また、 令和○年○月の請求人に係る勤務状況 及び支給した賃金内訳については、出 勤は0日間、有給休暇の使用は0日間、 その余は全て欠勤及び公休日とされ、 支給した賃金は0円である旨が記載さ れている。なお、給与の種類は月給で、 賃金計算は末日締めの翌月○日支払で ある旨が記載されている。
  - (2) 本件申請書中のb病院B医師(以下 「B医師」という。)が令和○年○月○ 日付けで作成した「療養担当者が意見 を記入するところ」欄から必要な部分 を摘記すると次のとおりである。

傷病名:双極性感情障害 初診日(療養の給付開始年月日):平 成○年○月○日 発病または負傷の年月日:平成〇年 〇月頃 発病

発病または負傷の原因: 不詳

労務不能と認めた期間:令和○年○ 月○日から令和○年○月○日まで 62日間

診療実日数 (入院期間を含む):14 日間

○月:○、○、○

上記の期間中における「主たる症状および経過」「治療内容、検査結果、療養指導」等:不眠、中途覚醒、気力低下、気分の変動等あり、非定型抗精神病薬、感情調整剤等の投薬、安静、カウンセリングにて治療。症状は徐々に改善しつつあり、令和〇年〇月〇日よりリハビリ的に出動を試している。

2 上記の認定事実に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

傷病手当金の支給要件としての労務不 能については、その被保険者が本来の業 務に堪えられるか否かを標準として、社 会通念に基づき認定されるべきものであ り、必ずしも医学的見地からのみ判断さ れるべきことではないが、ことは「傷病 による療養のため」労務不能といえるか どうかの問題であることを考えると、特 段の事情の存しない限り、まずは、その 傷病の診療に当たった医師が、その傷病 の性質、病状及び治療の経過等を踏まえ た結果として、労務不能か否かについて どのような医学的判断をしているかが重 視されなければならないというべきであ る。そして、傷病手当金は傷病の療養の ため労務に服することができないと保険 者が判断した場合に支給されるもので あって、被保険者が何らかの自覚症状が あるとか、通院して投薬・注射・処置等

を受ける必要があるからといって直ちに 労務不能とするものではなく、症状、治 療内容、予後の見通し等を総合的に検討 し、被保険者が業務に就くことが可能か 否かを保険者が判断することとされてい る。また、「傷病手当金の支給について | (昭和29年12月9日保文発第14236 号厚生省保険局健康保険課長通知。以下 「本件通知」という。) では、医師の指示 又は許可のもとに半日出勤し従前の業務 に服する場合は、原則として、法(注: 平成14年法律第102号による改正前 の健保法を指す。)第45条(注:健保法 第99条と同じく傷病手当金に係る支給 要件及び支給額を規定する条文)に規定 する「労務ニ服スルコト能ハザル」に該 当するとは認められず、傷病手当金は支 給されないとされている。

本件についてみると、前記1(1)及び(2) によれば、B医師は、不支給期間A及び 不支給期間Bについて、いずれも「労務 不能と認めた期間 としながらも、不支 給期間Aの初日である「令和○年○月○ 日よりリハビリ的に出勤を試している。」 としていることが認められ、請求人は不 支給期間A及び不支給期間Bのいずれも 出勤していることが認められる。また、 請求人の給与の種類は「月給」とされて いるところ、不支給期間A及び不支給期 間Bについては、1時間当たり〇〇〇 円の時間給で計算され、請求人は本件不 支給期間を通して〇時間(=〇万〇〇〇 ○円÷○○○○円/時間)、1日当たり7 時間勤務していたことが認められる。そ うすると、本件通知によれば、医師の指 示又は許可のもとに半日出勤し従前の業 務に服する場合は、原則として、労務に 服することができないに該当するとは認 められない旨を規定しているところ、本 件不支給期間において、請求人が、実際 にどのような業務に従事していたかは定 かでないものの、1日当たり平均7時間 勤務できていたのであるから、不支給期 間A及び不支給期間Bのいずれについて も、請求人が労務に服することができな

い状態であったとは認められないとする のが相当である。また、仮に、請求人が 本件不支給期間について労務不能であっ たとしても、前記第1の1に掲示した健 保法第108条第1項によれば、傷病手 当金の支給を受けるべき者が、報酬の全 部又は一部を受けることができるときは、 傷病手当金は支給せず、ただし、その受 けることができる報酬の額が、傷病手当 金日額により算定される額より少ないと きは、その差額を支給するとされている。 そうして、請求人の本件における傷病手 当金日額は○○○○円であるところ、請 求人は、不支給期間A及び不支給期間B の合計10日間において、合計〇万〇〇 ○○円、1日当たり○○○○円の賃金の 支給を受けているのであるから、本件不 支給期間において、請求人が受けた報酬 額が傷病手当金日額により算定される額 (○万○○○○円=傷病手当金日額○○ ○○円×○日)を上回っていることは明 らかであり、差額支給はなく、不支給期 間A及び不支給期間Bのいずれについて も、請求人に対し、傷病手当金を支給す ることはできない。

3 以上によれば、原処分は適法かつ妥当 なものと認められ、請求人の再審査請求 は、理由がなく、棄却されるべきである から、主文のとおり裁決する。